OPINION
オピニオン・スライス
SLICE

インタビュー日
2020年（令和2年）12月19日（土）

エンパワメント・センター主宰
森田ゆりさん

2020年(令和2年)12月19日(土)に開催された、「2020おおさか人権フェスタ」で、「DVと子ども虐待の併発家庭への支援：SOSをキャッチする対話力～目黒虐待死事件の検証から～」というテーマでご講演いただいた森田ゆりさんにお話を伺いました。

CAP（キャップ）への取組

―― 森田さんは、1978年頃から約20年間のアメリカ在住の間に、CAP（子どもへの暴力防止プログラム）の普及に努められたということですが、その経緯をお聞かせいただけますか。

私は、もともとインディアンの生命観を学びたくてメキシコに渡ったのですが、アメリカに行ったときにアメリカ・インディアンの女性が第一級殺人で刑事裁判を受けていました。その女性は、夫からの長年の暴力から逃げる中で夫を殺してしまったのですが、その女性の減刑を求める支援活動に加わりました。それが、私がDVや子どもの虐待の問題に出会った最初だったと思います。1978年頃です。アメリカ、カナダでDVや性暴力や子どもの虐待の問題に関して女性たちが声をあげ始めた頃で、私もその運動に関わるようになりました。

その後、レイプ救援センターが開発したCAP（子どもへの暴力防止プログラム）との出会いを契機に、子ども虐待防止分野のトレーニングをする役割で約10年間、州レベルで仕事をしました。

その後1990年にカリフォルニア大学がダイバーシティ啓発部門をつくった際、トレーナーとして私が抜擢されました。カリフォルニア大学では、職場における多様性、セクハラ、人種差別、ジェンダー差別、障害者差別に関する研修カリキュラムをつくり、大学の教職員に教えるという仕事に８年間就きました。

―― 日本でもCAPの活動を続けられて、子どもの虐待の問題などに関わられたんですね。

1992年に性暴力を受けた日本のサバイバーの手記を中心にした「沈黙をやぶって：子ども時代に性暴力を受けた女性たちの証言＋心を癒す教本」（森田ゆり編著 築地書館）を出版し、性暴力被害者の生の声が日本で初めて発信されたので、かなりの話題になりました。その本の後半でCAPを紹介したため、読者から、日本にも性暴力やいじめで自殺している子どもたちがいる、CAPが必要だという声が続々と届きました。それで、カリフォルニア大学の休暇をとっては、日本へ行き全国をまわってCAPのプログラムを広めていましたが、だんだん両立できなくなって、ついに1997年に大学を辞職して、家族を連れて日本に移住し、CAPのトレーニングセンターの設立に関わりました。

「人権」とは

―― 日本に来られてからは、「人権」というテーマでご講演をされていたんですか。

私が1990年に初めて日本で人権の講演をしたときに、「人権とは生きる力です」と言ったところ、全然伝わらない感じがありました。

CAPプログラムは、暴力防止プログラムである前に人権教育です。CAPを学校に入れようとすると「人権を教えるなら義務も教えてください」と学校

から言われることが多いです。日本では人権理解に大きな誤解があることをよく経験します。人権と権利は同じことではありません。人権はたくさんある権利の中の特別なもの。次の３つの点で権利とは異なります。「1.人権は誰もが生まれながらに持っている」、「2.人権はそれが奪われると健康に生きるのが困難になる」、「3.権利を得れば義務が必ず伴う」。でも人権に義務はない。生まれたばかりの赤ちゃんに人権はあるけれど、義務はない。人権とは全ての人が生まれながらに等しく持つ「生きる力」なのです。

地方自治体の人権フェスタに講演で呼ばれると「人権のまち・弱者に優しいまち」といった標語が横断幕になっているのをよく見ます。でもこのメッセージは困ります。人権尊重って弱者に優しくすることではないから。「弱者」は社会の構造的仕組みの中で「弱者」にさせられてきた人。人権とは、強い人や持てる人たちの優しさや思いやりに期待することではなく、弱者にさせられ、力を奪われてきた人たちの「力の是正の仕組み」なのです。

生活保護を受けることは人権です。最低限の衣食住が保障されることで、一時的な危機を乗り越えることは、私たちが生まれながらに持っている人権です。「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を税金で保障する義務が国にあることが憲法25条に書かれています。「生活保護」ではなく「生活保障」という言葉に変えた方が誤解が起きないですね。

―― 私は、DV事件の相談を受けることが多いのですが、来られた相談者の方の様子から疲弊されており、本当に生きる力を奪われているなと思うことがあります。DVというのはまさに人権侵害だなとしみじみと感じることがあります。

CAPでは、人権ということを幼児にも分かるように、人権はあなたが生まれながらに持つ力で、安心して、自分はいいねと自信を持って、自分で選んでいいんだよと教えます。それを「安心・自信・自由」という心のレベルの人権・すなわち「生きる力」をジェスチャーで教えることを私たちは考案しました。人権という固くて難しそうな概念も、身体を使うと子どもは感覚的に一気に体得します。

―― 今、このコロナ禍で、家庭でいろんな問題が起こっているという指摘があります。私のところにも、夫がリモートワークになって、電話相談もしにくいとか、家を出たいんだけれども、夫に知られず子どもを連れて荷物を持ち出すことができないとか、そういう相談があります。このコロナ禍での問題として先生の耳に入っていることがあれば教えていただきたいと思います。

私が今カウンセリングをしている親から虐待を受けていた16歳の女子は、一斉休校のときは地獄だったと言います。親からの暴力を避けるため、学校の後は公園などで時間を過ごしていたけれど、それができなくなったと。DVで母が暴力を受けるのがたまらなくて、公園とか駅のベンチでできるだけ粘っている子ども達も少なくありません。

Zoomヨーガ

―― それで、Zoomのヨーガを始められたんですね。

３月に一斉休校になり、家の中でのストレスが極まって大変な状況になる家庭が出てくることが予想されました。ですから家庭の中での親の息抜き、親子が一緒にやれることを提供していこうと思って、すぐに無料Zoomヨーガを始めました。

以来、Zoomヨーガは週に２回休みなくやっています。休校中は毎回休まずに参加してくれた小学生たちもいました。沖縄から北海道まで、アメリカからも一時は90人を超えました。６月以降参加人数は減りましたが、10か月以上今も続けている常連さんも20人ぐらいいます。またYouTubeクラスも月に１回から２回発信しています。（「森田ゆり ブログ」で検索）

あとは、ネット上で若い家族に発信する団体からインタビューされたので、そのときに若い家族に向けて、子どもたちと家族会議を持とうと提唱し、そのやり方を発信していました。コロナ状況の中で、家族だけでいることがネガティブな結果をもたらすのではなく、逆にその状況をポ

ジティブに活用して欲しいという願いからです。

うつ病とヨーガ

―― ヨーガに出会われたのは、体調を崩されて、ハワイ島にお住まいのときですか。

もともとヨーガは週一で習いに行く感じで数年やっていました。体を動かすのが好きなので、アメリカにいた20代の頃から太極拳を教えたり、30～40代では、アメリカの子どもたちに和太鼓を教える団体を作って、毎週教えていました。

日本での活動や仕事のストレスがピークに至った2010年頃にうつ病を発症し、日本では仕事を続けられなくなり、アメリカに帰ろうとハワイ島の田舎町で3年近く過ごしました。その中で私がどのように闘病し、ヨーガに出会って驚きの回復を遂げたのかを最近アメブロにおもしろおかしく書いていますので是非読んでください(https://ameblo.jp/yurimorita9)。

―― 先生にはうつというイメージが全然なくて、すごくパワフルなイメージしかなかったのでびっくりしました。

どんな人でもうつ病を発症しうるんですよ。3年間のうつとの闘いの中でありとあらゆるヘルプを求めましたが、私の場合、精神科医や心理士にかかることでもっと悪くなることが多かった。そこでの言葉や薬でどんどん体調が悪くなっていった。それはハワイでも同じで、別にハワイの治療者だからいいということはなかったですね。

ヨーガに関してはちょっと不思議な経験をしました。TuTu House、ハワイ語で「おばあちゃんの家」という二部屋だけの小さなコミュニティー・センターで、初めて会った老女から、全く突然脈絡なく「あなた、ヨーガのインストラクターにならない？」と声をかけられたんです。

うつ病の一番辛いところは、何もする気力がないのに、何もしないでいるのも苦しい。でも仕事も全部やめていてあまりにもすることがなくて、やる気ゼロのままインストラクター養成講座に通いました。高額の授業料を前払で払ってしまえば、いやでもやめられないと。毎回行くのはたまらなく苦しかったけれど、一応全部終えて3回の試験もパスして、TuTu Houseで教え始めました。教えた相手は90代、80代の超高齢者ばかりで、車椅子の人、膝が悪くて足を組めない人、希死念慮のあるうつ病の人もいる。私が学んだ普通のヨーガを心身の調子が悪い人に対応できるヒーリングヨーガへと、独学でつくり上げるしかなかったのです。朝に晩にそのことばかり研究しては、教えることに熱中しているうちに、うつ病から急速に3か月ぐらいで一気に回復したことは本当に驚きでした。

―― その後、日本に戻られて、ヒーリングヨーガを教えられるようになったんですね。

ひどいうつ病から、後先考えずに慌ただしくハワイに移住しましたが、日本でやり残していることがあったことに気づきました。何十年も子どもの虐待やDV問題の解決に携わってきたけれども、私は、子どもに関わる専門職を研修してきたのであって、被虐待の子どもたちに直接何かを提供するということは頼まれたケースにしかしてこなかった。それで、ヨーガを次世代の子どもたちに伝えることをこれからの自分のミッションとしようと決めました。ヨーガは人類が4千年以上も伝え続けて来た平和のスキルです。子ども向けのヒーリングヨーガ、ALOHA KIDS YOGA™を開発して、日本に戻りました。

以前ご縁のあった児童養護施設、児童心理治療施設や自立支援施設で、無料でヨーガを教えさせてくださいと始めたのが7年前です。以来4つの

子どもの施設でそれぞれ毎週２クラスずつ、約150人の子どもたちにヨーガを教えてきました。私のミッションを共有してくれる人を日本全国に増やしたくて、ALOHA KIDS YOGA™リーダー養成講座を各地で開催して、資格を取った人が今は沖縄から北海道まで各地に120人くらいいます。その人たちの中で、児童養護施設や少年院、児童相談所の一時保護所、精神科クリニックなどですでに教えている人たちがかなりいます。

「MeToo」運動

―― 日本での「#MeToo」運動についてどう思われますか。

30年前、アメリカにいるときに「沈黙をやぶって」という性暴力問題を提起する本を出しました。その時に、性暴力被害サバイバーの声を寄せてくださいと新聞で発信したら、「私にも起きました」「私も」との言葉で始まる手記が次々と500通以上届き驚きました。英語に直せば「MeToo」です。寄稿してくれた人たちの中から、その後裁判を闘った人、本を出版した人、実名で活動する人たちが出ていきました。「#MeToo」運動は、30年前に日本でも始まっていたのです。

一昨年に、110年続いた性暴力に関する法律が初めて改正され、その直後にバックラッシュ（反動）の裁判判決が続いたことから、性暴力被害者に寄り添うフラワーデモが起きました。フラワーデモという日本の「#MeToo」運動は、新しい感覚の日本独自の素敵な抗議活動だと思います。問題を告発するだけでなく一歩前に進みました。当事者の人たちが公の場でお花を持って自分を語る、その形態自体が新鮮です。そして、フラワーデモのことを頻繁に報道した女性記者たちの力もあったと思いますし、この問題に取り組む弁護士の人たちの数も増え、発信する声も大きくなったと思います。

―― 最後に、弁護士や弁護士会に対して期待することや苦言、あるいはメッセージを頂けたらと思います。

法曹界は圧倒的に男性が多いです。法律そのものが元々男性たちによって作られたもので女性たちの苦悩への理解が疎いです。精神医療の世界も圧倒的に男性たちに占められている。男性たちには今までの当たり前を一回全部ひっくり返してもらいたい。

法務省は2019年末から、離婚後の単独親権制度を共同親権制度に変える検討を続けています。この問題はとりわけ、ジェンダーの視点を持つ弁護士の方達の理解と発言を緊急に必要としています。

「欧米並みに日本も男女平等の共同親権制度を」と一見もっともなキャッチフレーズが飛びかいます。しかし欧米の離婚後共同親権制度では、父と母の子どもをめぐる権利主張の狭間で子ども自身のニーズが置き去りにされて深刻な子どもの人権侵害問題となってきました。その現状を「離婚後の子どもをどう守るか」（日本評論社2020年３月）に収録されている私の論文「米国の共同親権制度に翻弄される子どもたちの怒り」に書きました。

そもそも共同親権制度は、離婚後、母親に親権が行ってしまうことに不服の父親たちの運動とそれを応援する弁護士たちの力で1980年代にアメリカで制度化され、あっという間に西欧諸国でも次々と法制化された法律です。日本が欧米と同じ間違いをわざわざ後追いして欲しくないです。日本で共同親権制度が法制化されると子どもたちの人権はどうなるのか、大阪弁護士会でもしっかり取り組んでいただきたいです。

2021年１月出版の「トラウマと共に生きる：性暴力サバイバーと夫たち＋回復の最前線」（森田ゆり編著 築地書館）では性暴力問題に取り組む新しい視点と知識を書きましたが、その１つが、暴力を良しとしない心優しき男性たちへの要望です。

「性暴力」や「DV」にNOを突きつけた被害者支援の世界運動は1970年代に始まり、以来それを担ってきたのは女性たちでした。しかし性暴力やDV加害者の圧倒的多数が男性です。どちらも「男性問題」なのです。しかし同時に圧倒的多数の男性が暴力を良しとしない人たちであることもまた事実です。

女性たちの運動が始まってから約半世紀になります。今まで傍観者だった男性たちが、当事者意識を持ってフロントラインで暴力という男性問題に取り組み、歴史を変える時が来たのだと思います。女性・子どもへの暴力被害ケースに携わる男性弁護士たちがもっともっと増えて、この問題解決の最前線に立つ男性のロールモデルになってくださることを期待します。

―― 本日は長い時間ありがとうございました。いろいろなお話が聞けてよかったです。

（インタビュアー：太平信恵
髙坂明奈
江口陽三）